

供養と宿衛

——あるいは外戚當權なる事象が漢代において頻出する要因の一斑について——

下
倉
涉

はじめに

第一章 供養

第二章 宿衛

第三章 少府と郎中令

第四章 郎官と光祿勳

第五章 文屬

第六章 廬

第七章 黃門の官

おわりに

はじめに

章和二年（八八）三月庚戌（二八日）、皇太后竇氏は以下の如き詔を發した（『後漢書』卷四・和帝紀）。

侍中〔竇〕憲、朕の元兄にして、行能兼ね備え、忠孝尤も篤し。先帝の器とする所にして、親ら遺詔を受けたれば、當に舊典を以て斯の職を輔すべきも、憲固く謙讓を執り、節奪うべからず。今兩宮を供養し、左右に宿衛する（供養兩宮、宿衛左右）に、厥の事已に重ければ、亦た復た勞するに政事を以てすべからず。故の太尉鄧彪、……、其れ彪を以て太傅と爲し、爵關内侯を賜い、尚書の事を錄せば、百官已を總べて以て聽かん。朕内位に専心するを得るに庶幾からん。

これに先立つこと十八日前、二月壬辰（三〇日）に章帝が逝去し、代わつて和帝が即位した。新帝は當時十歳。それゆえ、章帝皇后の竇氏が臨朝することになった。これが後漢代最初の母后臨朝である。そして、當代初の外戚政權——竇氏政權も、ここに始まったのであった。

上掲の詔は、まさにこうした時期の具體的な状況を伝えるものとして、特に政治史・官制史の方面においてこれまでしばしば取り上げられてきた。しかし如上の詔書の資料的價值は、なおも語り盡くされていない。注目すべきは「今」以下の記載である。「供養兩宮、宿衛左右」が重責であるという言説は、侍中の職にとどまろうとする兄竇憲の意に沿って、竇太后がその責務を作爲的に誇張した結果の言説、ではない。「供養」と「宿衛」は、確かに漢王朝において忽せにできない甚だ重要な職務であった。以下本稿では、このことを確認したい。

供養・宿衛の用例をいま少し紹介しておこう。後漢順帝の即位當初、當時司徒であつた朱伉が次掲の如き上奏文を奉つた、と『風俗通義』卷五・十反には見える。

周公の將に沒せんとするや、成王を戒むるに左右の常伯・常任・準人・綴衣・虎賁を以てす。言うところは、此の五

官、存亡の機なれば、謹まざるべからざるなり。臣願わくは、陛下 周旦の言を思いて、左右清禁の内を諄らかにし、供養の官を謹みて、宿衛の身を嚴にし、申救して屢々省して、務めて戒愼を知り、以て未萌を退くれば、此を以て無疆ならん。

「供養の官」「宿衛の身」という表現から窺えるように、こうした職務を擔う専門の部門が當時の官制體系の中には設けられていた。關聯して「居延新簡」の王莽簡にも次のように記されている。

臣秩を便にするに、郎從官及び中人は各々一等、其の奉じて常樂宮に共（供）養宿衛する者は、又た一等を加う。（P. F22: 63A の一部）

これは王莽が下した詔の一部で、「常樂宮」とは前漢元帝皇后王氏を指す。供養・宿衛の職に従事する有秩の「臣」の存在は、傳世文獻だけでなく、出土史料からも知りえるのである。

續く本論では、まず供養・宿衛をキーワードにして漢代官制の特質について考える。その上で、副題に掲げた問題點、即ちこの當時なぞ外戚當權なる事象が頻出したのか、その理由の一斑に關して私見を述べたい。以下の所論に關聯する先達の研究成果は甚だ多いのだが、紙幅の關係上、そのごく一部しか掲げることができなかった。本論に先立って、平に非禮を謝するとともに、伏して諸賢の叱正を乞う。

第一章 供養

上引の王莽簡では「供養」を「共養」に作る。この表記は『漢書』と共通しており、同書中では通常「共養」の語が用いられ、そこに顔師古は「共」は讀みて「供」と曰い、音は居用の反」と注を附す。これに對して『史記』の場合はほとんどが「供養」で、『後漢書』には一語も「共養」は使用されていない。以下では「供養」に表記を統一する。

その意味は、日本の漢和辭典（たとえば『新字源』など）であると、「飲食の世話をして、父母を養う」と解説されてい

る。漢代でも當然こうした用例は多いが、一方それとは別の用法も頻見する。一例のみ示しておく、『漢書』卷七・昭帝紀によれば、武帝の死歿後、昭帝が八歳で即位すると、姉の鄂邑公主が「長公主と爲りて、省中に共養」した、という。本稿冒頭に引いた『後漢書』の「兩宮を供養す」も、まさに同一の事例で、「兩宮」とは皇帝と皇太后を指す。つまり、この語は「飲食の世話をして養う」の意に他ならないのだが、漢代の場合は親だけでなく、至尊（母后を含めて）をも對象として用いられていたのである。後代ならば「供奉」の語であらわす内容を、當時は「供養」で表現していたといえう。

ただし、だからといって漢代の「供養の官」を後世の「供奉官」と同一視するのは正しくない。たとえば唐代では、その前期、中書令・侍中をトップとした中書・門下兩省の所屬官を「供奉官」と稱し、また、後期では皇帝の側近くでそれ奉仕する宦官の一群をこのように總稱した。⁽²⁾これと漢の供養の官は明らかに異なる。

注目すべきは、次の『漢書』卷一九上・百官公卿表上（以下「百官公卿表」と略記）の記載である。

少府、秦官なり。山海・池澤の税を掌り、以て共養に給す。

また、前後漢を通じて少府の屬官であつた太醫令・太官令に關して、以下のような記述を確認できる。

建光中（一二一～一二三）、尙書陳忠以爲えらく「……、太醫令は方藥の供養を奉じ、……、太官令は供養を以て之を言え、最も親近爲りて、職事を以て之を言え、最も煩多爲り、……。」（『續漢書』輿服志下・「進賢冠」條の注に引く「荀綽督百官表注」）

太官令、兩梁冠、秩千石。丞は四人、郡の孝廉の年五十にして清修聰明なる者もて、光祿名を上りて乃ち召拜す。皆な秩四百石。三歳にして令と爲すに、供養の勞苦を以て遷す。（『太平御覽』卷二二九・太官令に引く應劭『漢官儀』）

以上の事例に基づけば、少府およびそれに所屬する諸官吏をこそ「供養の官」と見なさなければならぬ。

第二章 宿衛

宿衛というまでもなく「宿直して警護にあたる」の意である。漢代においてこれを擔當した官職は複數擧げられ、衛宏『漢官舊儀』卷上（紀昀等輯）には

宦者署・尚書は皆な少府に屬す。殿中の諸署・五郎將は光祿勳に屬す。宮司馬・諸隊都候の盜賊を領督するは、執金吾に屬す。司馬掖門・殿門の屯する衛士は、皆な衛尉に屬す。右の中二千石・二千石の四官は、宿衛を奉ず。各々其の屬を領し、其の獄を斷ず。

とある。ここに見える光祿勳およびその所屬官（五官・左・右・虎賁・羽林の五中郎將と郎官）、衛尉、執金吾の他に、後漢の五校尉（屯騎・越騎・歩兵・長水・射聲）も「宿衛の兵を掌」つていた。⁽³⁾ なお『漢官舊儀』の冒頭に「少府」とある點については、後章であらためて取り上げたい。

衛宏の説明は、それぞれの擔當區域が異なっていたことを強調したもので、かかる空間的な基準からの解説は、現代の研究者にも多大な影響を與えている。たとえば、〔廖一九八六〕は、前漢長安の未央宮警護體制を「外・中・内」の三層に分けて、外層の衛尉が「未央宮外圍牆及其門戶之守衛」を、中層の光祿勳が「未央宮圍牆之内」の「宮殿之守衛」を擔當していたと整理する。

ただし、ここで注意すべきは衛尉の管轄範圍で、百官公卿表・衛尉條の顏師古注に

『漢舊儀』に云わく「衛尉寺宮内に在り。」胡廣云わく「宮闕の門内を主り、衛士は周垣下において區廬を爲す。」とあり、また『續漢書』百官志二・衛尉條（以下百官志から引用する場合は『續漢書』の表記を省略する）に

本注に曰わく、宮門の衛士、宮中の徼循の事を掌る。

と見える。この記載に基づけば、衛尉は未央宮内にオフィスをもち、外牆周邊（おそらくその内側）に當直する衛士を監督

して、宮内の徼循（巡回警護）を擔當していたと理解しなければならない。（廖一九八六）は、宮内の見回りについて「在宮牆之上巡邏守望」と述べるが、何とも苦しい説明といえよう。

一口に宿衛といっても、その擔っていた役割は必ずしも一樣でなかった。衛尉について、百官公卿表には

長樂・建章・甘泉衛尉、皆な其の宮を掌る。職は略は「衛尉に」同じ。常には置かず。

ともある。未央宮以外の諸宮にもそれは置かれたのであり、顔師古が「各々掌る所の宮に隨いて以て官に名す」と注記するとおり、その場合、宮名を冠して呼ばれた。「未央衛尉」という呼稱すら史書中には確認できるのである。⁽⁴⁾かかる事實に基づけば、衛尉の所管は各宮を單位としていたのであり、警邏の對象は宮内全體の空間であつたと考えられる。⁽⁵⁾つまり、その宿衛の目的とは、當直している「場」を守ることにあつたと理解されるのである。

他の宿衛擔當官の中で、「場」を對象としていたという點では、執金吾（都城）⁽⁶⁾も五校尉（宮城の外周）⁽⁶⁾も同じであつた。些か異なるのが光祿勳である。

光祿勳（前漢武帝以前は郎中令）自體については、百官公卿表に「宮殿の掖門戸を掌る」とあり、また後漢時代に關して「宮省に宿衛す」⁽⁷⁾とも記されているから、それが宮城内の一角である「宮省」（そこに出入りするための門戸）を管轄對象としていたことは間違いない。問題は配下の諸官である。その代表である郎官に關して、周知の如く、百官公卿表・郎中令條に

郎は門戸を守るを掌り、出づれば車騎に充つ。

とあり、また百官志二・光祿勳條も

凡そ郎官は皆な更直して戟を執り、諸殿門を宿衛するを主り、出づれば車騎に充つ。

と記す。見逃してならないのは「出づれば車騎に充つ」の一句で、郎官は本來、皇帝が出御した際にはそれに隨従することとを職責としていた。つまり、彼らは皇帝に常時附き隨うべき存在であつて、『齊職儀』⁽⁸⁾が「殿中に在りて侍衛す」と説

明するように、宮省においても常に侍従して直接皇帝の身を守る身邊警護の部隊なのであった。

こうした性格は他の光祿勳所屬官にも共通していて、郎官の上司である中郎將も乗輿に「參乘」しているし、虎賁郎・羽林郎について百官志は「宿衛し侍從するを掌る」と明記している。かかる諸官が宿衛の對象としていたのは、それを「場」で示すと「門戸」「殿門」となろうが、より嚴密にいうと、皇帝個人の生命であつたと理解すべきである。⁽⁹⁾ 衛尉らの率いていたのが一般の兵卒であつたのに對して、郎官はあくまでも有秩の官員であり、前者が警邏を主とする警察隊とすれば、後者は要人用の護衛官集團とたとえられよう。⁽¹⁰⁾

かの寶憲が擔つた「宿衛」とは、彼が侍中であつた——その職責について百官志三・少府條は「法駕出づれば、則ち多識なる者一人參乘し、餘は皆な騎して乘輿車の後に在り」と記す——以上、それは「光祿勳の宿衛」に他ならない。

第三章 少府と郎中令

少府と光祿勳（郎中令）といった場合、「大庭一九八二」（第一篇第二章第三節、なお以下特記しないかぎり當書の見解は同所参照）がつとに指摘するとおり、この兩者はいずれも九卿中で皇帝の家政機關という性格を最も強く帶びた官廳であつた。「郎中令は皇帝の身邊を警護することと、公的な面での皇帝の生活に奉仕する郎官を統率しており、少府は私的な面で皇帝の生活に奉仕して」いたと、氏は兩官の性格を要約する。皇帝個人に奉仕することがその職務であつたとする指摘は、まさに正鵠を射た見解に他ならないのだが、郎官と少府を區別して「公的」「私的」と明瞭に二分してしまうことには、些かの違和感をおぼえる。

少府と郎中令の各所屬官について、その關係性を形容するならば、それは「對照的」「二元的」というよりも「協同的」「補完的」と表現した方が正しい。

まずは前章所引の衛宏『漢官舊儀』を再度見られたい。冒頭に「宦者署・尚書は皆な少府に屬す」とあり、少府が宿衛擔當官として擧げられている。實例にあたると、『後漢書』によれば、順帝即位直前の混亂時に尚書の郭鎮が「直宿の羽林郎」を率いて戦っているし、また桓帝が梁冀を討伐しようとした際、宮中の防備を固めるべく尚書令の尹勳に「省閣」を守らしめている。⁽¹³⁾更に、和帝即位（八八）以後から中常侍の任にあり續けた蔡倫に對して、元初元年（二一四）鄧太后は「倫の久しく宿衛するを以て」龍亭侯に封じている。⁽¹⁴⁾蔡倫の中常侍（少府所屬）在任がここでは「宿衛」と言い換えられているのである。

そもそも少府所屬の宦官官廳の中には、まさに宿衛を職務とする部門が設けられていた。百官志・少府條に以下の如く見えるのがそれである。

中黃門冗從僕射、一人、六百石。本注に曰わく「宦者なり。中黃門の冗從を主る。居れば則ち宿衛し、直して門戸を守り、出づれば則ち騎從し、乘輿車を夾す。」

「居れば則ち」以下は「中黃門の冗從」（以後「中黃門」と略稱⁽¹⁵⁾）の職責に關する記載である。一瞥すれば直ちに氣づくように、この説明は郎官のそれとほぼ同一である。

中黃門については、『漢書』卷四五・江充傳にも

貴戚・近臣 多く奢僭なるに、「直指繡衣使者江」充皆な擧効して、奏請すらく、車馬を沒入し、身ら北軍に待して匈奴を撃たしめんことを。奏可せらる。充即ち光祿勳・中黃門に移書して、近臣侍中の諸々の當に北軍に詣るべき者を逮名し、門衛に移効して、禁止して宮殿を出入するを得しむること無し。

とある。光祿勳（實際は郎官）とともに、宮内での警察業務をその職分としていたことが窺える。また、同書卷九九上・王莽傳には

莽の京師に還ること歲餘にして、哀帝崩ず。子無く、而も傳太后・丁太后 皆な先に薨ず。太皇太后 即日駕して未

中央宮に之き璽綬を收取して、使者を遣して馳せて莽を召さしむ。尙書に詔し、諸々の發兵の符節、百官の奏事、中黃門・期門兵もて皆な莽に屬せしむ。

と見える。哀帝歿後に權力の奪還を目指して、王太皇太后は王莽に「發兵の符節」「百官の奏事」「中黃門・期門兵」の管理を託したという。實權の掌握にあたつて、この三點をコントロール下におくことが最重要であると考えたのだろう。中黃門は期門兵（光祿勳配下）¹⁶と並び宮内最強の物理的強制力と目されていたのであり、光祿勳屬官に匹敵する宿衛であつたと理解して大過あるまい。

片や、郎官については、既に紹介したように、それが宿衛と同時に皇帝の生活に奉仕する官でもあつたと、「大庭一九八二」は指摘している。氏がこのように述べるにあつて依據しているのが「増淵一九五五」の見解であつた。本論稿で郎官は「侍從左右の宮官」と規定されているが、その論據は當官が「宮中の諸署に多く給事」していたことに求められている。この點に關しては「嚴一九五一」が詳述するとおりで、前漢時代、郎官は他の九卿諸署に派遣され、出向先での職務に「給事」する者が多くいた。中でも少府關係の諸署においてその事例は顯著で、郎官となつて「尙書に給事す」、あるいは「黃門に給事す」といった記載は全てこれに該當した。

しかし、こうした「給事關係」は「宮官たる郎が、その職掌未分化の状態において」生じた現象であり、それはやがて後漢になると解消されていく。即ち、郎官が「給事」して擔つていた職務は實職化・定職化し、「諸署所轄の定まつた官職となつて獨立して」いったのである。たとえば少府所屬の尙書郎・給事黃門侍郎・尙符璽郎中などがその實例で、他官廳においても名稱に「郎」を伴う官は、同じく「光祿勳の領下の郎から分化」したものであらうと、「増淵一九五五」は論じる。

では、後漢代に至ると、光祿勳と少府の間の人事上における關係は完全に消滅してしまつたのだろうか。おそらく、そうではない。たとえば、尙書郎への遷官について、百官志・少府條の注に引く蔡質『漢儀』に

尙書郎は初め三署〔郎〕より〔尙書〕臺に詣りて試す。初めて上臺すれば守尙書郎中を稱し、歲滿つれば尙書郎を稱し、三年なれば侍郎を稱す。

とある。如上の記載は〔増淵一九五五〕も引用するところで、その内容によれば、尙書郎への人材供給は「三署郎」——光祿勳配下の郎官——の中から行われていたことになる。これは、前漢代の「給事關係」が尙書郎實職化後のリクルート體制にそのまま引き繼がれていた事實を傳えているといえよう。同じ規定が他の「某郎」官にも設けられていたかは、史料上に明證をえないけれども、その可能性は十分にありえたのではないかと私は考える。

少なくとも、少府配下の諸官についていえば、同様の選任規定は確かに他官においても存在した。第一章に引用した應劭『漢官儀』の太官令に關する記載を見られたい。「郡の孝廉の年五十にして清修聰明なる者」の中から太官丞を選び、三年後、その人物を太官令に昇進させる、と當時定められていた。孝廉に選舉された者は郎となるのが定例であつたのだから、太官の長官・副官はいずれも郎官の内より選出されていたといえる。これ以外にも郎官を人材の供給源とする少府所屬官は案外に多かつたのかもしれない。

光祿勳と少府の關係について、更に別の角度から考えてみよう。吳楚七國の亂平定後、景帝は王國の御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士の官を廢止した。この時のことについて、百官志五・王國條には以下のような記載が見える。

郎中令 一人、僕 一人、皆な千石。本注に曰わく「郎中令は王大夫・郎中の宿衛するを掌る。官は光祿勳の如し。少府を省きてより、職は皆な焉に并す。

反亂勃發以前、漢廷と諸王下の官制は機構も職名も同じであつた。その終息以降、郎中令の組織に少府のそれが併合されたということとは、以後宿衛擔當の郎官たちが少府の職務、即ち王の供養をも擔う——宿衛と供養の職が郎官の一體系の中だけでまかなわれる——ようになったのである。

おそらく、こうした兼務體制は當時唐突に案出されたものではない。これより以前、宿衛の官が常態として供養の職を

兼擔（同時遂行）していたのだろう。この王官併省を可能とする制度上の仕組みはもとより存在していたのである。そして、かような郎中令と少府との間の関係は、ひとり王國の機構のみでなく、その原型であった漢廷の中央官制においても同じであつたに違いない。

更に推論を重ねよう。吳楚七國の亂からはるか後、この時の併職と似通つた事態が漢廷にも生じた。後漢末期、洛陽に乗り込んだ董卓は獻帝を擁立するとすぐさま、次のような措置を講じたという。

公卿より以下、黃門侍郎に至るまで、賜いて家ごとに一人を郎と爲し、以て宦官の領せし所の諸署に補し、殿上に侍らしむ。（『後漢書』卷九・獻帝紀）

この直前、袁紹らによつて宮中の宦官は大虐殺されており、如上の補任はその對應策に他ならない。注目すべきは、人員を缺いた宦官官署に對して郎官をあてがっている點である。供養の職を擔つていた一團が消滅してしまつたため、それを肩代わりする擔當者として郎官の増員がはかられたのである。⁽¹⁷⁾

このような對策がとられたことにも、當然前提となる歴史的背景があつたはずで、これより以前、宦官の職分と郎官の役割との間にはやはり密接な關聯性が存在していたのであろう。後漢後期、皇帝が宦官に全面的に依存するようになると、供養の職はそれが獨占することとなつたが、かかる状況に至るまでは、郎官もその役割の一端を擔つていたのではなからうか。もし以上の如く推測して大過ないならば、上述した漢初以來の傳統——郎官が常態として供養の職を兼擔（同時遂行）していた——は、後漢代にあつても基本的には維持・繼承されていたと結論できるのである。

第四章 郎官と光祿勳

〔増淵一九五五〕は郎官の歴史的變遷について、上述した「給事關係」の他に、次のような變化があつたと論じる。「宿衛という郎本來の職掌も、武帝以後になるとそこから分化して、また羽林・期門の禁衛軍の奪うところとなり、郎は次第

に給事より冗散へと轉化し、實質的には専ら官吏候補者のプールに轉化して」いった。即ち、羽林・期門（虎賁）の新設などによって、郎官はやがて「冗散」化して單なる「貯才の地」に變わってしまった、と氏はいう。では、武帝期以降、「本來の職掌」であった宿衛の任にすら郎官は従事しなくなっていたのだろうか。當然そうではない。以下、この點について、後漢の事例を中心にあえて確認しておこう。

たとえば、『後漢書』列傳六・鄧禹傳附鄧訓傳には「顯宗の即位するや、初めて以て郎中と爲す」とあり、その直後の注では以下のような「東觀漢記」の記載が引かれている。

太醫皮巡 上林に獵するに従いて還るに、暮に殿門の下に宿し、寒疝の病發す。時に訓直事す。巡の聲を聞き、起ち往きて之に問うに、巡曰わく「冀わくは火を得て以て背を熨せん。」訓身ら太官の門に至りて爲に火を求むるも、得ず。乃ち口を以て其の背に嘘し、復た同廬の郎を呼び共に更も嘘するに、朝に至りて遂に愈ゆるなり。

郎中であつた鄧訓は明らかに、同僚の郎たちとともに殿内において「直事」（宿衛）している。當直の宿舍が「廬」と呼ばれている點にも留意されたい。⁽¹⁸⁾

また『蔡中郎集』卷五・「陳留太守胡公碑」には、次の如く見える。

君諱は碩、字は季叡、交趾都尉「胡貢」の孫、太傅安樂侯「胡廣」の子なり。……初め公の司徒に在るを以て、郎中に除せられ、宿衛すること十年、叔父の憂に遭い、疾を以て自免す。……⁽¹⁹⁾

郎中となり十年間、宿衛を務めたと明記されている。

更に、石刻史料の中にも次掲のような諸例が確認される。⁽²⁰⁾「鮮于璜碑」の碑陽には、鮮于璜（安帝の延光四年（一二五）に死歿）の官歴について

升りて上聞するに、上郡の王府君孝に察して、郎中に除せらる。度遼右部司馬に遷り、朔狄を慰綏して、邊宇は安す。贛榆令に遷り、國を經め下を帥い、政は禮を以て成る。

と記す。そして、碑陰ではこの経歴を以下のように言い換える。

郡「將」察上して、宿衛報關す。出でては邊戎を典め、民用て永く安ず。遂に宰國に遷り、五教仁に在り。

「宿衛報關す」が郎中除任に該當すること、贅言を要すまい。

「孔彪碑」にも

孝廉に擧げられ、郎中・博昌長に除せらるるも、疾病ありて宿□に留まる。……。年卅九にして、建寧四年（二七二）七月辛未卒す。

と見える。「宿」字の下の缺字は、（永田編一九九四）（二八六頁）が推定するとおり「衛」字であろう。博昌長に赴任すべきところを病のため「宿衛」、即ち郎中にとどまったと、ここには記されているのである。⁽²¹⁾

いま一例掲げておこう。「西狹頌摩崖」（建寧四年（二七二）に刻石）には

漢武都太守漢陽阿陽的李君、諱は翕、字は伯都。……。祿を膺くこと美厚にして、繼世の郎吏たり。幼くして宿衛し、弱冠にして典城たり。

とある。漢陽阿陽の李氏は、代々郎官を輩出しており、李翕もまた幼くしてそれとなつて宿衛の責務を擔つた、と刻まれている。李翕のように幼年で郎に任ぜられるのは、當時珍しいことではなかったと思われる、前漢の事例ではあるが、『鹽鐵論』卷四・貧富の「大夫曰」にも

余結髮束脩して、年十三にして幸いにも宿衛するを得、輦轂の下に給事し、以て卿大夫の位に至る。祿を獲、賜を受くること、六十有餘年。

と見える。上掲の胡碩も、三公の子であつた（所謂任子）ので、幼くして郎中を拜したのではなからうか。⁽²²⁾

以上、些か冗長な考證となつたが、後漢代においても郎官は明らかに宿衛の職を擔つていた。この點をふまえて、次に〔嚴一九五二〕の所説を見てみよう。氏は漢代における郎官の變遷を宮官（家臣）から府官（朝臣）への轉化ととらえる。

かような変化は前漢末から後漢にかけて進行したとし、そう判断しうる根拠として、前章で論じた「給事關係」の消滅、および上述の宿衛に關する「變移」などの他に、「郎署位置之外移」と「郎中令・中郎將之由親而疏」の二點を擧げる。

まずは前者について確認すると、氏は百官志二・光祿勳條の注にばらばらに引かれている蔡質『漢儀』（『漢官典儀』）の記載をつなぎ合わせて、以下のようにまとめる。

五官中郎の解は太學に對し、左中郎の解は五官に次ぎ、虎賁中郎の解は右將府に次ぎ、羽林郎の府は虎賁府に次ぐ。

後漢で郎官は五官中郎將、左・右中郎將に配屬され、五官署・左署・右署の三部隊に分けられていた。ゆえに總稱して三署郎といい、更に虎賁・羽林の兩中郎將がそれぞれ虎賁郎・羽林郎を率いていた。蔡質によれば、郎署（郎官のオフィス）は太學の附近、即ち宮外の地に移轉されたのであり、これはその侍從としての性格が大きく減退したことを意味すると、〔嚴一九五二〕は論じる。

この所説については、『大唐六典』卷一・尚書都省・主事に引く『漢官』⁽²³⁾が反證となる。

光祿勳に南北廬主事・三署主事有り。諸郎の中に於いて茂才に察せらるること高第なる者もて之と爲す。秩は四百石。次は尚書郎に補し、出だして百里に宰たらしむ。

後漢代、殿内における郎官の詰め所が「廬」と呼ばれていたことは、既に確認したとおり。當時の洛陽宮城内には南北の二宮が設けられていたから、右に見える「南北廬」とは「南北宮内に設置されていた郎官の宿舎」を指しているに違いない。主事に關しては、前漢時代の例ではあるが、『漢書』卷五九・張湯傳附張安世傳に

光祿勳と爲るに、郎に酔いて殿上に小便するもの有り、主事白して法を行なわんとするに、安世曰わく（後略）

と見える。この主事が未央宮内で宿衛する郎官を管理するために置かれていたことは明白であろう。後漢では、それが宮外の三署の他、南北宮にそれぞれ設けられていたのである。當代においても郎官は、前漢時代と同様殿内で宿衛の任にあっていたと見なさなければならぬのである。

ただし、前後漢では若干の違いがあったようで、第二章で掲げた百官公卿表・百官志の記載と比較すると、後漢では前漢と異なり、郎官は「更直」して「宿衛」していたと考えられる。つまり、前漢時代の場合、郎官全員が基本的には常時殿内の宿舎にいて、宿衛の職を擔當していた。これに對して、後漢になると、郎官は輪番で「南北廬」に宿直し、非番の者は「三署」で起居するようになったと推察される。なお、誤解なきよう附言しておくと、このような輪番體制は虎賁郎・羽林郎にも適用されていたはずである。もしそうでなかったのなら、殿内の宿衛であった兩郎のために、なぜ三署の近くにそれ専用の「解」「府」が設けられたのか、説明できない。三署・虎賁・羽林の五部隊には制度上同一の勤務態勢がしかれていたのであり、宿衛に携わる同種の官として等しく五官中郎將に統括されていたのである。

そして更にその上官として光祿勳が置かれていたわけだが、當官の制度的變遷について、『宋書』卷三九・百官志上・光祿勳條は次の如く説明している。

秦は郎中令と曰い、漢之に因る。漢武の太初元年、名を光祿勳に更む。三署郎を掌り、郎は戟を執りて宮殿の門戸を衛る。光祿勳は禁中に居ること御史の如く、獄有りて殿門の外に在り、之を光祿外部と謂う。⁽²⁴⁾……魏・晉以來、光祿勳は復た禁中に居らず、又た復た三署郎無きも、……、宮殿の門戸は、今に至るまで猶お屬す。

後漢の光祿勳が「禁中に居」ったのは、『後漢書』列傳一七・杜林傳にその職責が「内は宿衛を奉じ、外は三署を總ぶ」と言われているとおり、この官が依然として宿衛の大任を擔っていたからに他ならない。大轉換が起ったのは、「禁中に居らず、又た復た三署郎無き」状態となった魏晉期以降である。「嚴一九五一」は前漢末・後漢に「郎中令・中郎將之由親而疏」なる變化を想定し、その論據を様々提示しているけれども、如上の『宋書』の記載一つを引くだけで、「由親而疏」と評しうるほどの劇的な變轉を、後漢時代の見いだすことは甚だ困難であると反論しえよう。

第五章 文屬

ここで、漢代における官制全體の特徴について先學の理解をまとめておこう。「増淵一九五五」が推定し、それを受けて「大庭一九八二」が正しく整理するように、「九卿と呼ばれる漢の——そして秦の——中央政府の官寺は、その多くが皇帝個人に奉仕する任務を帯びて」いて、前漢の官制には「皇帝の家政機關という性格が強く残って」いた。これに類似した見解は中國人研究者からも提示されており、つとに「錢一九四〇」は九卿の性格を「均近於爲王室之家務官」と評している。更に氏は、丞相などの宰相も元來は「帝王私臣」であつて、秦・漢初の中央政府はその全體が「家庭規模」の擴大したものに過ぎなかつたと論じる（以上は同前書第三編九章五節⁽²⁶⁾）。

そして、こうした漢初官制の特性は徐々に減退していったと諸家一様に指摘する。それは間違いない。問題はその具體的な軌跡である。

この點について「増淵一九五五」は、郎官の給事していた業務が獨立の官職に切り替えられていった現象に着目して、これを家臣である宮官から通常の行政官が「演化」（進化）していった過程ととらえ、その實例として後漢代に尚書郎や黃門侍郎が實職化したことを挙げる。また、後漢になると、少府にも大きな變化が見られ、最も家政機關的な性格を帯びていた宮官に未分化なまま配屬されていた多種多様な官署は、光武帝による行政改革の結果、「少府から演化して當然の官署」に移管・整理された、と「大庭一九八二」は論じる。

第三章で述べたように増淵氏の所説には些か問題があるのだけでも、兩漢の交に一つの劃期があつたと理解することには異論ない。「加藤一九一八—一九一九」も、光武帝の財政制度改革により少府は「單に宮廷の雜務を掌る官廳」に縮小したと説く。事實、その直屬下に置かれた官は太醫令・太官令・守宮令・上林苑令の四署に減ぜられ、少府自體の職掌も「中にて服御せる諸物、衣服・寶貨・珍膳の屬を掌る」（百官志）ことに絞り込まれている。かかる推移を本稿の視點

から言い換えれば、この時期少府の性格は「供養の官」に純化されたと言えよう。

そして、同様の變遷は光祿勳にも看取される。後漢の光祿勳に本屬していた官は、五官・左・右・虎賁・羽林の五中郎將とその配下の郎官、および羽林左監・右監の二官署であった。²⁸⁾これらは全て「郎官關係」の官と一括しえよう。前漢時代にはその統轄下に議郎や諸大夫、謁者系諸官もあったが、それらはいずれも「文屬」(官簿上の名目的な所屬關係)の官に變更された。注目すべきは議郎で、當該官は本來最高級の郎官として前漢代に設立され、それゆえ百官公卿表では「議郎・中郎・侍郎・郎中」と四官を如上の順で列記する。ところが、百官志・光祿勳條では、郎官に關する記載の最後で「唯だ議郎のみ直中に在らず」とその特殊性を強調し、しかもそこでは當官の詳細にふれず、後文の大夫(光祿大夫・太中大夫・中散大夫・諫議大夫の四官)の説明の直後でその秩石等の情報を併記する。議郎は郎官から區別され、諸大夫の系統にグルーピングされているのである。こうした記述に基づく、光祿勳の所屬官は後漢の時「直中(宿衛)」であるか否かを基準に整理され、それに該當しなかった議郎は、同じく「議論の官」であった諸大夫に合同されたと推斷されよう。更に次の百官志四・執金吾條の記載も參照しなければならない。

本注に曰わく、本は式道・左右中候三人有り、六百石。車駕出づれば、前に在りて道を清むるを掌り、還れば、麾を持して宮門に至り、宮門乃ち開く。中興但だ一人のみにして、又た常には置かず、出づる毎に、郎を以て式道候を兼ねしめ、事已めば罷む。復た執金吾に屬せず。

これによれば、式道候等の職掌であつた先拂いの業務が中興の際に執金吾から光祿勳(郎官)に移管されたという。ここである出御とは、宮外の都城周邊におけるそれで、散策程度のちょっとしたお出ましを指しているのだろう。そのため前漢代では首都の警備にあたっていた執金吾がこの任務を管轄していたと推察される。それが後漢代に郎官の兼務へと切り替えられたのは、執金吾の率いる部隊が帝都防備軍に「演化」したからであり、また光祿勳(およびその所屬官)の本來的な屬性——供回りのな位置づけ——が、この時一段と強化されたことを意味しよう。²⁹⁾

つまり、少府と光祿勳の兩官は、後漢に至ると供養と宿衛を専ら掌る機關へと大幅に組織替えされたのである。このような「純化」現象は、執金吾がそうであったように、他の九卿が所謂行政官廳へ脱皮していったことと表裏をなす事象であったに相違なからう。漢初（あるいはそれより以前から）の官制が、基本的には皇帝個人に奉仕することを目的とした機構であったとするならば、兩漢の交にその歴史的轉機を想定しえよう。

ただし、この時の變化は決して抜本的な大轉換ではなかった。留意すべきは、上述の「文屬」官である。「山田一九七七」が注意を喚起するとおり、「文屬」なる制度の歴史的意義は大きい。それは光祿勳のみならず、少府の官廳においても設けられたのであり、家政機關（供養・宿衛の擔當官）としての性格を強め、それに職掌を收斂していった兩官に、奇しくも一致して、かような極めて特徴的なシステムが後漢代に附加されたのであった。

とりわけ重要なのは少府の「文屬」官である。そこには尙書諸官、侍中・黃門侍郎、御史臺などが含まれていた。⁽³⁰⁾こうした官職群が當時皇帝の獨裁的な權力行使を支えていたことは、諸家が異口同音に指摘するところである。では、なぜ當該の官が少府のもとにまとめられたのかというと、それは皇帝を頂點とする政治體制の新たな枠組みが摸索された結果の故では、決してない。前代よりの傳統的な仕組みの延長線上に、この「文屬」という制度は位置づけられるべきであろう。たとえば尙書を例にとれば、その擔っていた職はなおも「供養」の一部と位置づけられ、かかる認識の下でシステムが再構築されたのである。後漢光武帝によって皇帝の獨裁體制が確立されたとするならば、それは供養と宿衛——皇帝個人への奉仕——のための組織を最も主要な軸として組み立てられていたのであり、官制全體が秦・漢初以來の家政機關的な性格を依然として強く保持していた段階の產物に他ならなかったのである。

さて、ここで關聯して注目したいのが當時の都城である。即ち前漢の長安城、後漢の洛陽城は、いずれもそれ全體に占める宮城の割合が極めて大きかった。この點を「張二〇一五」は古代的都城の特徴と見なして「多宮制」と稱する。また、「飯島二〇一五」は前漢長安城を「中央集權國家の權力の頂點に座った皇帝のために造營された都城」（二〇〇頁）と評し

た。同様の指摘は後漢洛陽城にもあてはまるであろう。⁽³¹⁾ 官制という構造物が供養と宿衛を主柱としていた——皇帝個人の日常に奉仕することを機構全體の至上目的となしていた——のならば、それが築かれていた土臺（都城）もまた、皇帝の生活のための都⁽³²⁾であつたといえそうである。あたかも建築物のように、下部の基礎は上部の構造で決められていたのであつた。

第六章 廬

漢代における供養と宿衛の重要性について、更に確認していこう。まずは次の『漢書』卷八一・孔光傳の記載に注目しなければならない。

「王」莽太后に白すらく「帝幼少なれば、宜しく師傅を置くべし。」光を徙して帝の太傅と爲し、四輔に位せしむ。中に給事して、宿衛・供養を領し、内署・門戸を行して、服御・食物を省す。明年、徙して太師と爲し、而して莽もて太傅と爲す。

當時大司徒であつた孔光は、平帝即位と同日の元壽二年（前二）九月辛酉（二日）に太傅に任ぜられた。太傅は、呂后當權時代に短期間置かれ、以後廢されていた。⁽³⁴⁾ 漢初の當官については不明だが、前漢末のそれは供養と宿衛を二つながら領していたのである。僅か九歳で即位した幼帝を宮中で養育することがその設置の目的であつたに違いない。

重要なのは以後の人事である。右にあるように、繼いで就任したのが王莽その人であつた。幼帝即位の翌年、元始元年（二）二月丙辰（二八日）に太師・太傅・太保・少傅からなる四輔制が創設され、その筆頭である太師に孔光が昇格した。代わつて王莽が太傅の職に就いたのである。孔光は、孔子十四世の孫で人望厚い人物。平帝登極の當時は六十五歳であつた。その彼をまず太傅に任じ、しかもほんの半年で異動させたのである。この任官は、あくまでも政治的なポーズで、太傅への王莽自身の就任は當初から計劃されていたのだらう。

後に王莽は宰衡の官を帯びることになるのだが、そこに至るまでの経緯について、本人は回顧して以下のように述べている（『漢書』卷九上・本傳）。

臣 元壽二年六月戊午（二六日）倉卒の夜を以て、新都侯を以て引され未央宮に入る。庚申（二八日）、拜して大司馬と爲り、三公の位に充てらる。元始元年二月（原文は「正月」に作る）丙辰（二八日）、拜して太傅と爲り、號安漢公を賜わり、四輔の官に備わる。今年四月甲子（二五日）、復た拜して宰衡と爲り、上公に位す。臣莽伏して自ら惟えらく、爵は新都侯爲り、號は安漢公爲り、官は宰衡・太傅・大司馬爲り。爵貴く、號尊く、官重し。一身に大寵を蒙る者五、誠に鄙臣の能く堪うる所に非ず。……臣愚以爲えらく、宰衡の官は百僚を正し海内を平ぐるを以て職と爲すも、而れども印信無ければ、名實副わず。臣莽兼官の材無く、今聖朝既に過誤して之を用うるに、臣請うらくは、御史の宰衡の印章を刻して「宰衡太傅大司馬印」と曰い、成れば、臣莽に授けられんことを。太傅と大司馬の印を上らん。

哀帝が歿して二日後、王莽はまず大司馬となる。この時の大司馬は三公の筆頭で、同書卷一二・平帝紀には「大司馬莽政を乗り、百官己を總べて、以て莽に聽く」と記されている。官人（外朝）全體の統轄權を王莽は手中にしたのである。そして八箇月後、安漢公の稱號を賜ると同時に太傅となった。これにより皇帝周邊（内朝）もその管理下に加わったといえる。そこから三年間、太傅・大司馬であり續けた王莽にやがて宰衡の官號が追加された。新都侯の爵位とあわせて五つの肩書きを兼ねることに、「鄙臣の能く堪うる所に非ず」と謙遜してみせるのは、うわべだけ。それらを一つも手放さなかつたのである。太傅と大司馬の印綬は確かに返還されたのであろうけれども、新造の宰衡の印に二官の名が合刻されたのだから、以後兩印の單獨での使用（各官への別人の任用）は封印されたに等しい。そもそも兩官を他者に奪われないようにすることが、新製造印の目的であつたに相違なからう。元始五年五月の紀年をもつ敦煌懸泉置出土の「月令詔條」には「安漢公・宰衡・太傅・大司馬莽」と判讀できる部分があり、王莽が宰衡就任以降も太傅・大司馬を兼官していたこと

は確實である。

宰衡とは「百僚を正し海内を平ぐる」職で、まさに至上の官號であった。しかしその職掌は些か抽象的で、當官の帶領だけでは、自身の權力を盤石にするのに不十分であると、王莽は感じていたのだろう。大司馬と太傅の擔っていた實職を是が非でも、それも二つながら一緒に掌握しておくことが絶対に不可欠であると、彼は考えたに違いあるまい。換言すれば、漢という王朝は、百官によって構成される「外朝」の組織、並びに供養・宿衛の職を擔う「内朝」のそれに機構上の形式では分かれていたが、これらを同時にかつ確實にコントロールしうる立場にいるのが何より肝要であると、この篡奪者は得心していたに他ならない。

では、「宿衛・供養を領す」とは、具體的にどのようなようにして實行されていたのか。この點を考えるにあたつては、まず王莽傳上の居攝元年十二月條に見える次の記載に注目すべきである。

羣臣奏請すらく「……。安漢公の廬もて攝省と爲し、府もて攝殿と爲し、第もて攝宮と爲されんことを。」奏可せらる。

第（攝宮）とは私第、府（攝殿）は公府を指す。重要なのは廬（攝省）であつて、これが宮内に設けられた郎官の宿舍と同名であることは、實態においても兩者が同一であつた可能性を窺わせる。

この前年、元始五年（五）十二月に平帝が歿して、王莽は「攝皇帝」となった。それから二箇月餘り後の居攝元年三月己丑（一日）、劉嬰（當時二歲）を皇太子に立てた際、從弟の王舜を「太傅・左輔」に任じている（同傳上）。自身の肩書きから太傅（大司馬も）はなくなったものの、その後も王莽が依然として幼主に「傳いていた」ことは、自らが「臣莽 夙夜に養育して孺子を隆就し、周の成王と比德せしめ、……、孺子の元服を加えたれば、子に明辟を復すること、周公の故事の如し」（同傳上・居攝三年十一月甲子條）と述べるのとおりであろう。居攝二年九月には東郡太守の翟義が反旗を翻し、その時王莽は「惶懼して食する能わず、晝夜孺子を抱き郊廟に告禱す」（同傳）と恐慌状態に陥った。このように四歳の幼兒

を懷中に抱き續けることができたのも、それはまさに未央宮内に彼専用の「省」が設けられていたからであつて、そこに隨時出入し、平時同所にとどまって、元服までの「養育」を建前に、絶えず供養と宿衛の任にあたっていたればこそ、それは可能であつたと考えられる。

であるならば、その「廬」が「攝省」と改められる以前、即ち王莽が太傅であつた時も、同じくそこに常居して「宿衛・供養を領する」職に従事していたはずである。そして、かかる職責に關與するために宮内に「廬」をえたことが、その權力の源泉の一つであつたとすれば、漢代における同様の權臣は王莽一人にとどまらないのである。

まずは、『漢書』卷九七上・外戚傳上・孝宣許皇后傳に

孝宣許皇后、元帝の母なり。父廣漢、昌邑の人なり。……後に宦者丞と爲る。上官桀の謀反せし時、廣漢部索するに、其の殿中の廬に索の長さ數尺にして以て人を縛るべき者數千杖有り、一篋に滿ちて緘封せり。廣漢索して得ず、它吏往きて之を得。

とある。武帝の歿後、上官桀は左將軍となり、大司馬・大將軍の霍光、車騎將軍の金日磾とともに「尙書の事を領」した（同書卷七・昭帝紀）。その上官桀にも「殿中の廬」が與えられていたのである。金日磾については、武帝生前の頃から既に「日磾小しく疾みて廬に臥す」（同書卷六八・金日磾傳⁽³⁵⁾）と、自身の「廬」で起居していたことが確認される。霍光に關しては明證をえないけれども、上掲の兩名に同じと考えて問題なからう。⁽³⁶⁾

次に後漢時代の例を掲げると、『後漢書』列傳五九・竇武傳に

「尙書令尹」勳・「黃門令山」冰即ち奏して「中常侍曹」節等を收めしめんとし、「侍中」劉瑜をして内奏せしむ。時に「大將軍竇」武宿より出でて府に歸るに、中書を典する者先ず以て長樂五官史朱瑀に告ぐ。瑀盜みて武の奏を發き、罵りて曰わく「中官の放縱せる者、自ら誅すべきのみ。我が曹何の罪ありて、當に盡く族滅せらるべき。」因りて大呼して曰わく「陳蕃・竇武奏して太后に白して帝を廢せんとす。大逆と爲す。」

と見える。寶武は桓帝皇后の父で、永康元年（二六七）十二月に桓帝が崩じて娘が皇太后になると、翌建寧元年（二六八）正月に大將軍となり、以後禁中に「常居」するようになった（同傳）。如上の記載は同年九月の出来事である。ここに「宿より出でて府に歸る」とあるのは、宿直していた宮内の「廬」から宮外の大將軍府へ戻ったことを示しているよう。

この後、寶武は盟友の陳蕃と舉兵し殺害されるのだが、同書列傳五六・陳蕃傳にも

靈帝の即位するや、寶太后復た蕃に優詔して曰わく「……。太傅陳蕃、先帝を輔弼し、出内すること疊年。……。

今、蕃を高陽鄉侯に封じ、食邑は三百戸。」蕃上疏し讓りて曰わく「使者臣が廬に即きて、高陽鄉侯の印綬を授く。

臣誠に心に悼み、裁する所を知らず。（後略）」

と記されている。陳蕃が太后の詔書を拜受した「廬」もまた、その當直していた宮内のそれに違いない。寶武・陳蕃はともに、即位間もない幼主靈帝を支えた宰臣であり、この二人がいずれも宮中に常住の處をえていたのである。

この時陳蕃は太傅で、百官志一は後漢の當官について「帝の初めて即位する毎に、輒ち太傅を置き尙書の事を錄せしめ、薨ずれば、輒ち省く」と説明する。事實、第二代明帝以降は、若干の例外を除いて、新帝登極の時に太傅一名が任命されている。その一人であった張禹（殤帝即位時に就官）に關して、『後漢書』列傳三四・本傳には次の如く見える。

延平元年（一〇六）、遷りて太傅と爲り、尙書の事を錄す。鄧太后殤帝の初めて育まれしを以て、重臣をして禁内に居らしめんと欲し、乃ち禹に詔して宮中に舍らしめ、帷帳・牀褥を給し、太官より朝夕に食を進め、五日に一たび府に歸らしむ。

擁立時の殤帝は生後百日餘りの赤子であった。そのため、母后鄧氏は太傅の張禹に禁中常居を命じたという。宮中に「廬」を賜ったに違いない。ただし右の記載に基づけば、それは鄧太后の詔命があつてはじめて行われたものであつた。つまり、張禹の宮中當直は特別の措置であつて、後漢時代太傅に任ぜられたというだけで自動的にそれ専用の「廬」が設けられたものではなかつた、と理解するのが穩當であろう。陳蕃の宮中常在も特例であつて、そこには外戚寶武の意向が強

く働いていたに相違あるまい。

いずれにせよ、以上確認したように、前漢の霍光から王莽、後漢後期の竇武まで、これらの權臣たちは全て宮内に宿舍を與えられ、通常はそこに詰めていたのである。彼らが宮中の「廬」に常住したのは、皇帝のそば近くにおいて供養と宿衛の任を全うするためであり、そしてこの職を二つながら掌握することによって、彼らは己が權力を維持しえたのである。本章で詳述した王莽、また、本稿の冒頭に掲げた侍中の竇憲は、まさしくこの好例に他ならない。更にいえば、當時の官制機構的特質——皇帝個人の日常に奉仕することが組織全體における至上の責務であった——をふまえると、漢代における權臣——古くは前漢の呂氏一族・武帝期初めの田蚡兄弟から、降っては後漢末の董卓に及ぶまで——は、一樣に宮内にあって「宿衛・供養を領する」存在であったと了解しうるのである。

第七章 黃門の官

ここに至ってやっと、本稿の副題に掲げた問題點の解決に進むことができる。

後漢殤帝の即位時、上述した張禹の他に、鄧太后的兄弟たちも禁中に常居するようになった。このことを『後漢書』列傳六・鄧禹傳附鄧鸞傳は

和帝の崩ぜしより後、鸞の兄弟常に禁中に居る。鸞謙遜して久しく内に在るを欲せず、連りに第に還らんことを求む。歲餘、太后乃ち之を許す。

と記す。一年餘を経過して長兄の鄧鸞は歸第したが、その後も弟たちは禁中にとどまり續けたと、右の記事からは読み取れる。

以後、後漢では幼帝の即位と母後の臨朝が繰り返され、またそれにもなつて皇太后一族の禁中常在が通例となる。その際彼らは、大將軍以下の從公將軍、衛尉・五校尉などの宮城警備官、そして光祿勳配下の諸官、および侍中・黃門侍郎

などの少府「文屬」官に多く任ぜられたのであった。⁽³⁸⁾ 即ち宿衛と供養の職を帯び、その遂行のために宮中の「廬」などに日夜當直していたと推斷される。

本来、供養と宿衛に携わる者は皇帝の信任をえていることが絶対的な条件であって、それ以外の要件は副次的なものであっただろう。であるからこそ、「外國人」であった金日磾ですらこれを擔いえたのである。しかし、皇帝が幼く皇太后がその代理を務めるようになると、後漢の和帝母后竇氏がまさという如く「厥の事已に重ければ」、その重責を託された者は自ずと太后の信賴する人物に偏っていったはずである。外戚専權という事象はこうした人事上の偏向の歸結に他ならないのであった。⁽³⁹⁾

外戚の國政參與については、更に當代の親族觀も深く関わっていた。かつて拙稿で論じたように、漢代において舅である外戚は甥である皇帝を守護する存在と位置づけられていたのであり、かような觀念が外戚の當權を下支える政治上の原理として強く作用していたのである。ゆえに、その專横を批判する士人たちであっても、外戚が皇帝の日常を支援すること——宿衛と供養の任に携わることを全面的には否定しえなかつたと考えられる。順帝の陽嘉二年（一三三）のこと、この年奉った對策の中で李固は次のように述べている（『後漢書』列傳五三・本傳）。

宜しく歩兵校尉「梁」冀及び諸侍中をして還りて黃門の官に居らしめ、權をして外戚より去り、政をして國家に歸さしむべし。

ここで李固がいう「黃門の官」とは、文中にあらわれる侍中はもちろんのこと、同系統の黃門侍郎などといった類いの官では、おそらくない。それは「黃門」、即ち禁中で皇帝の日常に供する供養擔當の小官をイメージした表現であつたのだろう。外戚の本分というものは皇帝を守り、それに奉仕することにあるのだから、その本来の役目に「還りて居らしむ」べきだと、李固は主張しているのであつた。

おわりに

漢初の官制は、あたかも皇帝の家政機關の如きであつた。こうした原初の性格は、徐々に減退していったに相違ないのだけれども、かかる本質は前後漢を通じて基本的には變わらなかつたのである。前漢末の王莽當權期を例にとれば、上は太傅から下は郎官に及ぶまで、供養と宿衛の責務を果たすべく、宮中の「廬」（宿舎）に彼らは晝夜詰めていた。當時の權臣は、まさに王莽がそうであつたように、この一員に加わり當該の官職群を統べることによって自己の基盤を確たるものにしたのである。このような皇帝個人に奉仕する者たちには、當然その信賴する人物が任ぜられた。外戚もそうした要員の一該當者として如上の職に携わっていたわけだが、幼帝が即位し母后の臨朝が始まると、信任の對象——供養と宿衛の擔當者——は皇太后の一族に偏重していった。ここに當時の親族觀念が相まって、外戚の政權掌握という事態が生じたのである。つまり、外戚當權なる事象が漢代において頻出した要因の一斑は、當代官制の機構的な特質——皇帝個人への奉仕が當時一貫して組織上における究極の使命であつたこと——に求められるのである。以上が本稿の結論に他ならない。

最後にその後の見通しを述べて、拙文の締めくくりとしたい。

おそらく、このような漢朝の様相に、目に見える大きな變化をまず最初にもたらしたのは曹操であつた。〔張二〇一五〕は、中世における都城内部の特徴として、宮城がその中軸線の北端に位置し、かつ單一となつた點を擧げる。そしてそれに該當する最初期の事例が曹魏鄴城であり、以後この「鄴城模式」が中世都城のスタンダードになつたと述べる。鄴城の經營にあつて、曹操の腦裏には漢代の多宮制を繼承する選擇肢はなかつたのである。彼にとつて、皇帝の生活のための都を具現化した前代の都城構成は刷新すべき對象であつた。こうした基礎（都城）の見直しは、その上に載つていた構造物（官制機構）の抜本的な軸組の變更を見据えての決斷であつたのだろう。

ただし一方で曹操は、従来の「建築物」を有効利用することも忘れなかった。建安一六年（二二二）、後嗣の曹丕を五官中郎將となし、副丞相の地位に就けたのである（『魏志』卷一・武帝紀）。政界のナンバーツーが五官中郎將であるというのは、従来の漢代の人事からすれば、些か突飛な印象を受ける。しかし、本稿の考察をふまえると、これは極めて合理的な任官であつたと納得できよう。五官中郎將は三署郎（宿衛の官）を直接率いる最高位の官職で、かつ當時郎官は宦官誅滅後、その擔つていた職（供養の任）にも従事していた。つまり宿衛と供養に携わり、皇帝の近邊に絶えず侍っていた官を、五官中郎將に任ぜられた者は直接コントロールしえたのである。當官は漢帝を監視・掣肘するのに最適のポストであり、副丞相としてこれに世子をあてたのは、ある種當然の「選官」と評しえよう。

そしてその曹丕が父曹操の後を繼ぐ。第四章に引いた『宋書』が伝えるように、曹魏時代に至って、三署郎は廢止された。これは「郎官の廢絶」ではなく、「郎選の停止」を意圖した措置で、郎官の人材プールとしての機能が大きく減退したことを意味する。かかる制度變更がいつ行われたかは定かでないが、事柄の性格から推測すると、それは九品官人法の制定と密接な關わりを持っていたに相違あるまい。かつ、『宋書』によれば、光祿勳のオフィスもこの時期に宮外へ完全移轉されたという。これらは全て一聯の變化であつて、郎選に代わる新たな官吏登用制度の創設にともなつて、漢代における郎官の體系は大幅に變更されたのだらう。あるいは、郎官を束ねていた曹丕が、新王朝の創業にあたって、舊體制——漢代官制の核をなしていた郎官（郎選）制度——の根本的な改造を目指した結果、九品官人法の制定に至った、と見なすべきなのかもしれない。⁽¹¹⁾

漢代の光祿勳・少府は、續く魏晉南北朝の間、兩官ともに廢置等々の紆餘曲折を経、やがて唐代の三省六部體制のもとで、食膳關係の光祿卿、御物服飾を掌る少府監となった。かつて「宿衛」と「供養」を擔つた重要官府は、その性格を一層純化させながら、ついには宮中の雜務を扱う小官へと收縮していったのである。官制の變遷という觀點から漢唐間の歴史を通覽した時、そこに大きな轉換點を想定するとなれば、それは漢魏の交において他にない、と私は確信してやまない。

註

- (1) 『後漢書』卷六・順帝紀によれば、朱伥は順帝即位の翌年である永建元年（一二六）二月に司徒となり、翌二年七月に罷免された。
- (2) 唐代および五代・宋の供奉官については、『友永二〇〇八』などに詳しい。
- (3) 『續漢書』百官志四。
- (4) たとえば『史記』卷一〇九・李將軍列傳にその事例が見える。なお、『安・熊一九八四』は「諸宮均置衛尉、各隨所掌之宮以名官、也許是從武帝時開始的」（一三四頁）と説明するが、『史記』卷九・呂太后本紀の呂氏誅滅に關する記載の中に「斬長樂衛尉呂更始」と見えるから、宮名を冠した衛尉の初出は漢初にさかのぼる。
- (5) 『漢書』卷三・高后紀によれば、呂氏誅滅の際に周勃は衛尉に命じて「殿門」を守備させている。後述するように「殿門」の守衛は郎中令（光祿勳）の管轄であったが、そもそも衛尉は未央宮全體の警備を擔當としていたのだから、その内部にあった「殿門」をそれが守護したとしても、制度上何ら問題はなかったといえる。
- (6) 執金吾と五校尉の詳細に關しては『濱口一九六六』を參照。後漢の五校尉について、一例のみ示しておく、『北堂書鈔』卷六一・「五校尉」の「宿衛兩宮」に引く『東觀漢記』に「馬光、字叔山、監越騎校尉。時五校尉令在北軍營中、光以爲五校尉、所以宿衛兩宮、不宜在一處。」とある。「兩宮」とは洛陽の南北宮のことであるから、五校尉は宮城の守備にあたっていたことがわかる。
- (7) 『北堂書鈔』卷五三・「光祿勳」の「衛宮省」に引く『東觀漢記』。
- (8) 『初學記』卷二一・「光祿卿」の「敘事」。
- (9) たとえば、前漢前半の事例として『史記』卷一〇三・萬石張叔列傳に「建陵侯衛綰者、代大陵人也。綰以戲車爲郎、事文帝、功次遷爲中郎將、……、景帝幸上林、詔中郎將參乘、還而問曰『君知所以得參乘乎』。綰曰『臣從車士幸得以功次遷爲中郎將、不自知也。』」とある。
- (10) 郎中令の職務も本來は、郎官と同じであつたに違いない。『史記』萬石張叔列傳には「郎中令周文者、名仁、其先故任城人也。……、景帝初即位、拜仁爲郎中令。仁爲人陰重不泄、常衣敝補衣襦袴、期爲不潔、以是得幸。景帝入臥內、於後宮祕戲、仁常在旁。」とある。ボロを纏い、後宮においても近侍していたという郎中令・周仁は、まさに「最高級の郎官」と例えられよう。
- (11) 『大庭一九八二』（三九三頁）も「皇帝の身邊警護に任ずる光祿勳、未央宮の警備長官である衛尉」と兩官を對比する。
- (12) 列傳六八・宦者列傳・孫程傳。
- (13) 列傳二四・梁統傳附梁冀傳。
- (14) 列傳六八・宦者列傳・蔡倫傳。
- (15) 本文所引の記載に續いて百官志は「中黃門、比百石。本注曰『宦者、無員。後增比三百石。掌給事禁中。』」と記す。

この兩記事を總合すれば、「中黃門の穴從」とは禁中に給事する中黃門の中から選ばれた「穴從」擔當者ということになる。ここでの「穴」は、決して「ひま」「むだ」の意味ではない。「白川一九九六」が「穴」の項目で説くように「宿直者」のことであろう。つまり「穴從」とは「居れば則ち宿衛し、出づれば則ち騎從す」の意に他ならない。なお、史書中には郎官を指して「穴官」「穴職」と稱するケースが確認できるが、この「穴」も「ひま」「むだ」と解してはならない。この點については後日あらためて詳述する豫定である。

- (16) 期門兵は平帝の元始元年(一)に「虎賁郎」と改名され(百官公卿表・郎中令條)、後漢代では光祿勳配下の宿衛の中でその中核をなしていた(百官志・光祿勳條)。虎賁郎のこうした地位は、前漢末の期門兵において既に確立していたと考えられる。

- (17) 上引の獻帝の記事に、李賢は「靈帝熹平四年、改平準爲中準、使宦者爲令。自是諸內署令・丞悉以閹人爲之、故今竝令士人代領之。」と注記する。ここでの指摘のとおり、少府所屬の諸官の中には後漢後期に宦官の專任と改められたものがあつたが、獻帝紀の記載から「宦官の領せし所の諸署」がそれのみを指し示しているとは些か見なしたい。「通典」卷二七・職官典・諸卿下・內侍省條にも「及袁紹大誅宦者之後、永巷・掖庭復用士人。」と見えるから、その對象は宦官官署全體に及んだと理解すべきである。

- (18) これは前漢でも同じであつた。(佐原二〇〇二)(第二

章) 參照。

- (19) 胡碩の父の胡廣は、順帝の漢安元年(一四二)から質帝が歿する本初元年(一四六)まで司徒であつた(『後漢書』列傳三四・胡廣傳)。この一句はその時のことであることを示しているのだろうか。なお、當碑の後文には「建寧元年(一六八)、召拜議郎」とあるから、胡碩の郎中就任はこれより以前でなければならぬ。

- (20) 以下、石刻の釋文は(永田編一九九四)に従つた。

- (21) 歿年から計算すると、孔彪が生まれたのは安帝の延光二年(一二三)。郎中となつたのは順帝治世(一二五―一四四)の後半であろうか。

- (22) 郎官に任命された者の中にはこのような幼少者が一定程度含まれていたのではなからうか。もしそうであるならば、漢代の郎官には我が國の「小姓衆」に近似した側面があつたといえよう。

- (23) ちなみに、孫星衍は以下の記載を應劭『漢官儀』の逸文として採録する。

- (24) 『通典』卷二五・職官典七・光祿卿條では「三署郎を典り」からここまでを後漢時代のこととして整理する。

- (25) 百官志・光祿勳條の「本注曰」には「掌宿衛宮殿門戶、典謁署郎更直執戟、宿衛門戶、考其德行而進退之。」とある。「考其德行」以下の句が、杜林傳の「外は三署を總ぶ」にあたり、これより前が「内は宿衛を奉ず」に該當すると整理しえよう。

- (26) ちなみに『史記』卷九・呂太后本紀・惠帝元年條には、

漢初の丞相に關する興味深い記載が見える。「週以左丞相
〔陳〕平爲右丞相、以辟陽侯審食其爲左丞相。左丞相不治事、
令監宮中、如郎中令。」「事を治めず、宮中を監せしむ」と
いう説明は、同時期の郎中令の性格を考える上でも重要な
記述といえよう。

(27) 當官について百官志・少府條には「本注曰、主御紙筆墨、
及尙書財用諸物及封泥。」とある。皇帝御用の文具にあわ
せて、尙書の諸用品をも擔當していた點は極めて興味深い。

(28) 百官志・光祿勳條で羽林左監の注に引かれる「漢官」に
は「孝廉郎作、主羽林九百人。二監官屬吏史、皆自出羽林
中、有材者作。」とある。この兩監の所屬官は郎官(孝廉
郎即ち三署郎、および羽林郎)から選出されていたと考え
られる。

(29) 百官志・光祿勳條によれば、前漢代の當官配下には「請
室令」なる官職が置かれていた。その職掌は式道候に似
通っていたが、百官志に「有請室令、車駕出、在前請所幸、
徹車迎白、示重慎。」とあるから、それは皇帝出御の際の
「先觸れ」を擔當していたと考えられる。續けて「中興但
以郎兼、事訖罷。」と記されているので、當官も後漢代で
は郎官の兼職であった。なお、〔嚴一九五二〕は、請室
令・式道候の他に當時「郡邸」(都に設けられた郡の施設
の管理も「三署郎」が擔當していたと述べるが、この指摘
は甚だ怪しい。百官志・大鴻臚條には確かに「中興省驛
官・別火二令・丞、及郡邸長・丞、但令郎治郡邸。」とあ
るけれども、この前段に「大行令一人、六百石。本注曰、

主諸郎。丞一人。治禮郎四十七人。」と見える以上は、「令
郎治郡邸」の郎とは大行令配下のそれと解釋するのが穩當
であろう。

(30) 後漢では宦官官署も少府の「文屬」となされ、前漢時代
のような直屬(これを當時「職屬」といった)の官ではな
くなくなった。しかし、それが供養と宿衛の職を二つながら
擔っていた、家政機關の最たる存在であったことは、本稿
で屢述してきたとおりである。更に史料を補えば、『後漢
書』列傳五九・竇武傳には小黃門・中常侍の職掌について
「故事、黃門・常侍但當給事省內、典門戶、主近署財物
耳。」という記述が見える。「典門戶」は光祿勳(および郎
官)、「主近署財物」は後漢代の少府の職責と全く同一であ
る。つまり、宦官官廳は後漢代少府の「職屬」ではなかつ
たけれども、その職掌は少府の擔っていたそれそのもので
あり、前漢時代と同様、當該官署はあくまでも少府の重要
な構成要素であり續けた。このように見なして大過なかな
う。「文屬」とされたのは、「職」ではなく「人」(任官者
が士人でない)の問題であったと考えられる。

(31) 「小澤等一九九九」も「後漢時代の洛陽城も、漢長安城
同様、城内のかなりの部分は宮殿で占められていた」(二
八八頁)と想定する。

(32) 「佐原二〇〇二」(第三章)は、前漢武帝期を境に長安城
は「漢家の都」から儒家的な「天子の都」へと變化し、こ
うした趨勢は後漢洛陽城の造營にも影響を及ぼしていたと
論じる。その周邊域も含めた「都城圈」という廣がりにつ

いていえば、氏がいわれるとおりの整備作業が進められたと見なしうる。しかし、都城内の状況に限ると、前後漢を通じて大きな変化はなかったと想定される。

- (33) 「内署・門戸を行して」の原文は「行内署門戸」で、ここに顔師古は「行内、行在所之内中、猶言『禁中』也。」と注記するが、胡三省が「余謂『行内署門戸』、當爲一句、此宿衛事也。『省服御食物』、則供養事也、文理甚明。師古誤斷其句、因曲爲之說耳。」（『資治通鑑』卷三五・漢紀二七・孝哀皇帝下・元壽二年九月條注）と指摘するとおりであらう。胡注に従うべきである。

- (34) 百官公卿表には「太傅、古官、高后元年初置、金印紫綬。後省、八年復置。後省、哀帝元壽二年復置。位在三公上。」と記されている。

- (35) この時の金日磾の肩書きを『資治通鑑』卷二二・漢紀一四・後元元年六月條は「侍中・駙馬都尉」とする。

- (36) 『漢書』卷六八・霍光傳にも武帝代のこととして「〔兄霍〕去病死後、光爲奉車都尉・光祿大夫、出則奉車、入侍左右、出入禁闥二十餘年、小心謹慎、未嘗有過、甚見親信。」とあるから、霍光も金日磾同様、武帝生前に宮内の「廬」で起居していたことは確實であらう。

- (37) 桓帝の即位時には、太傅は置かれなかった。おそらく梁

冀がその設置を阻んだのであらう。

- (38) 後漢時代に外戚が任ぜられた官については〔上田一九七〇〕参照。

- (39) 後漢代後半、皇帝が親政を開始すると、その場合は宦官の方に信任の重心がふれたのである。宦官の専横もまた外戚のそれと同一の事情に起因した現象であったのだらう。

- (40) 〔下倉二〇〇一〕。

- (41) 本稿では郎官という官職の職掌について専ら注目してきたが、あわせて留意すべきは郎選の問題である。皇帝に近侍する官員たちが制度上高級官僚の豫備軍でもあったことは、漢代官制の一大特質といえる。後代でも皇帝の侍衛組織を政治的に有効利用している王朝（特に遊牧王朝）はあったけれども、官吏登用制度上においてそれを重要な階梯としてシステム的にはつきりと組み込んでいる體制は、他の時代に見えない。ただし、帝制のこうした様相を、中華帝國のみに固有の古代的な特徴と見なしてよいのか、それともあるいは、集權的な君主制へと移行する最初の段階で人間社會に共通してあらわれる國制の一類型と位置づけるべきかは、目下のところ判断を保留しておきたい。

參考文獻一覽

(日文・五十音順)

飯島武次 二〇一五 『中國考古學のてびき』 同成社

上田早苗 一九七〇 「貴族的官制の成立——清官の由來とその性格——」 中國中世史研究會編『中國中世史研究 六朝隋唐の社會と文化』 東海大學出版會

大庭 脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』 創文社

小澤正人・谷豐信・西江清高 一九九九 『中國の考古學』 同成社

加藤 繁 一九一八、一九一九 「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並びに帝室財政一斑」『支那經濟史考證』 上、東洋文庫、一九五二

佐原康夫 二〇〇二 『漢代都市機構の研究』 汲古書院

下倉 涉 二〇〇一 「漢代の母と子」『東北大學東洋史論集』 八

白川 靜 一九九六 『字通』 平凡社

友永 植 二〇〇八 「唐供奉官考」『史學論叢』 三八

永田英正編 一九九四 『漢代石刻集成』 同朋舍出版

濱口重國 一九三九 「兩漢の中央諸軍に就いて」『秦漢隋唐史の研究』 上、東京大學出版會、一九六六

增淵龍夫 一九五五 「戰國官僚制の一性格」『新版 中國古代の社會と國家』 岩波書店、一九九六

山田勝芳 一九七七 「後漢の大司農と少府」『史流』 一八

(中文・ピンイン順)

安作璋・熊鐵基 一九八四 『秦漢官制史稿』 上、齊魯書社

廖 伯源 一九八六 「西漢皇宮宿衛警備雜考」『歷史與制度・漢代政治制度試釋』 香港教育圖書公司、一九九七

錢 穆 一九四〇 『國史大綱(修訂本)』 商務印書館、一九九六

嚴 耕望 一九五一 「秦漢郎吏制度考」『嚴耕望史學論文選集』 聯經出版、一九九一

張 學鋒 二〇一五 「所謂「中世紀都城」——以東晉南朝建康城爲中心」『社會科學戰線』 二〇一五年第八期

which was merely a supervisory post within the commandery. The limited authority of the Jianyushi, however, is to be expected given the Qin empire's local governing bodies were a complex of offices with various powers.

ON *GONGYANG* 供養 AND *SUWEI* 宿衛 : A STUDY OF WHY THE EMPRESS DOWAGER'S FAMILY WAS ABLE TO MONOPOLIZE POWER IN THE HAN DYNASTY

SHIMOKURA Wataru

In the bureaucracy of the Han dynasty, the duties called *gongyang* and *suwei* were particularly important. *Gongyang* meant taking personal care of emperor on a daily basis, and *suwei* escorting the emperor day and night. The Han dynasty bureaucracy developed out of institutions dealing with emperor's household affairs, and although these original qualities gradually diminished, this essence did not disappear throughout the Han dynasty. In the Han dynasty bureaucracy, the subordinates known as Shaofu 少府 and Guangluxun 光祿勳 were responsible for aiding the emperor in his daily life. The Shaofu were in charge of the *gongyang*, and Guangluxun were in charge of the *suwei*.

During the Han dynasty, a facility called the Lu 廬 was set up within the area where the palace buildings were arrayed. Among the subordinates of the Guangluxun, were officials collectively called Langguan 郎官 who performed their duties while residing at the Lu. Wang Mang 王莽 is an example of a person who lived in the Lu of the imperial court and became the most powerful political figure by seizing power as the supervisor of the bureaucrats dealing with the emperor's miscellaneous affairs.

At that time, the area reserved for palace buildings occupied most of the site of the imperial capital, which was designed for the emperor's comfort. In common with the bureaucracy, the spatial composition of the imperial capital was also organized to support the daily life of the emperor. Just as in the composition of a building, the lower foundation and the upper structure were inseparable.

Many of the bureaucrats who served the emperor's daily needs were appointed from among those trusted most by the emperor. Eventually, in the era of the Eastern Han dynasty when infant emperors frequently took the throne, and the empress dowager would become his guardian. Members of the empress dowager's family would then be appointed preferentially as bureaucrats to manage the

emperor's household, and they began to stay in the palace day and night under the pretext of engaging in the care of the infant emperor. The empress dowager's family was thus able to monopolize power during this period because the Han dynasty's bureaucracy was essentially the organization charged with the emperor's household affairs.

**THE ROLE OF THE INTERPRETERS (KAKŌ TSŪJI) IN
THE NINETEENTH CENTURY SINO-RYUKYUAN RELATIONS:
FOCUSING ON THE PETITION CAMPAIGN TO EXPEL
WESTERN MISSIONARIES**

ZHANG Zikang

After the Opium War, Western countries, mainly Britain and France, frequently came into contact with the Ryukyu kingdom, and from 1844 French and British missionaries began long-term stays in the Ryukyus. The presence of Western missionaries was an unprecedented situation in the Ryukyus, and it was perceived by the Ryukyuans as a threat to their traditional foreign relations. In order to have the missionaries expelled, the Ryukyu kingdom decided to rely on the Qing Dynasty, and repeatedly launched “petition campaigns” to the Qing dynasty from the 1840s to the 1850s, which was also accorded with Satsuma's wishes. This petition campaign, which was a core issue for the Ryukyuans was also influenced by the intentions of the West, Qing, and Satsuma, is thus a perfect topic for examining the position of the Ryukyu kingdom in East Asia during this period. Indeed, many researchers have already discussed this topic. However, while the general significance of the petition campaign has been discussed in previous studies, the specific process of negotiations in Fuzhou by the Ryukyuan envoys has not been fully clarified.

This paper tries to make up for this lack in previous studies by using the “Shō Family Documents” 尚家文書, the documents of the ruling house, a historical source recently opened to the public. First, this paper illustrates the specific negotiation process of the petition campaign conducted by the Ryukyuan envoys, which has been overlooked by previous studies. Sections one to three focus on the dispatch of envoys in 1844, 1846, and 1852, respectively, which were particularly important to the petition campaign, and describe the negotiations that took place between the Ryukyuan envoys and the Qing authorities in Fuzhou and Beijing. Secondly, this